

【重層的支援体制整備事業に係る取組】

第7期吹田市障がい福祉計画

成果目標の「相談支援体制の充実・強化等」において、成果目標達成に向けての取組として、以下の取組を記載

重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題に対応できるよう他機関との連携強化を図ります。**重点取組**

第3期吹田市障がい児福祉計画

成果目標の「障がい児支援の提供体制の整備等」において、以下の目標及び取組を記載

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

目 標

項目 \ 年度	目標	現状
	令和8年度 (2026年度)	令和4年度 (2022年度)
児童発達支援センターの設置	設置済	福祉型 1 か所 医療型 2 か所
保育所等訪問支援を実施する事業所数	6 か所	4 か所
障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済

成果目標に係る主な取組

- (ア) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能の強化
- (イ) 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施
- (ウ) 地域のインクルージョン推進の中核としての保育所等訪問支援
- (エ) 地域の発達支援に関する入口としての相談対応
- (オ) 地域のインクルージョン推進における関係機関の協議の場の設置

【成年後見制度利用促進に係る取組】

第7期吹田市障がい福祉計画

「障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策」の「地域生活支援事業」において
以下の内容を記載

成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
成年後見制度利用 支援事業	判断能力が十分でない障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。
成年後見制度法人後見 支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。

(イ) 実績と見込量

年度		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
項目							
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人/年)	36	37	40	43	46	49
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

(ウ) 見込量確保のための方策

- 後見人等の高齢化も見据え、成年後見制度法人後見支援事業の実施に向け、事業の検討を進めます。
- 成年後見制度の周知・啓発と、法人後見支援事業を実施するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と連携して重層的に取り組めます。